

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、1万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、4万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B支店における標準賞与額に係る記録を、15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、A社B支店における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。A社B支店から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の両申立期間の標準賞与額に係る記録を、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 1 月 20 日
② 平成 20 年 7 月 20 日

A社から、同社における両申立期間の賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。A社から提出された資料のとおり賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、両申立期間において、17万円の賞与が支給され、それに見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、両申立期間共に17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月23日に両申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険

事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年7月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年7月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成5年3月から6年2月までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間①に係る標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

また、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、平成6年3月31日であることが判明した。しかし、私は、同年6月末日まで、A社の残務整理を行っていたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円（当時の上限）と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日である平成6年3月31日より後の同年4月7日付けで、5年3月1日まで遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に

において、53万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できるところ、同僚から、申立人は、技術及び営業を職務とし、社会保険事務には関わっていない旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年3月31日より後の同年11月10日付けで、申立人を含む16人の被保険者資格の喪失に係る届出が遡及して行われ、全員、同年3月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月分及び同年4月分の給与において、53万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、上記16人のうちの1人から、自身は平成6年7月末までA社に勤務していた旨の証言が得られた上、申立人を含む取締役5人以外の11人の同社に係る雇用保険の被保険者記録の離職日を確認したところ、そのうち10人の離職日が同年6月30日であることから判断すると、同社が同日まで事業を継続していたものと推認できる上、商業登記簿謄本により、申立人の取締役解任の登記がされていないことなどから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、同年7月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月分の給与明細書の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、平成 20 年 12 月分賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。

A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 20 年 12 月分賞与の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、22万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 20 年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 27 日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務

所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、52万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

A社から、平成20年12月分賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。

A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、平成20年12月分賞与の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、52万2,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成20年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、52万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月27日に申立

期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

A社から、平成20年12月分賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。

A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、平成20年12月分賞与の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、25万2,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成20年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、25万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月27日に申立

期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、平成 20 年 12 月分賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。

A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 20 年 12 月分賞与の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、57万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 20 年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、57万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 27 日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務

所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、平成 20 年 12 月分賞与に係る届出が漏れていた旨の連絡を受けた。

A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 20 年 12 月分賞与の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、34万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 20 年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 8 月 29 日に申立

期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月1日については10万円、同年12月10日については32万6,000円、16年7月10日については31万3,000円、同年12月10日については33万5,000円、17年12月9日については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月1日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月9日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成15年8月分、同年12月分、16年7月分、同年12月分及び17年12月分の賞与の記録が漏れていることが判明した。全ての申立期間に係る賞与明細書に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、それぞれの申立期間に係る賞与の年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚

生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 1 日については 10 万円、同年 12 月 10 日については 32 万 6,000 円、16 年 7 月 10 日については 31 万 3,000 円、同年 12 月 10 日については 33 万 5,000 円、17 年 12 月 9 日については 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和20年2月1日、同じく喪失日は同年6月1日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。
私は、昭和20年2月からA社B工場に勤務していたところ、同年6月に「C」に召集され、終戦を迎えた。戦後、当該事業所には復帰していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、資格喪失日の記載は不明であるものの、昭和20年2月1日に標準報酬月額70円で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に退職時期に関する記憶を確認したところ、昭和20年6月に「C」に入隊し、除隊後もA社B工場には復帰していない旨の回答であり、退職時期については明確な回答が得られない上、A社は当時の資料を保管していないものの、D都道府県福祉部から提出された「陸軍兵籍（写し）」により、申立人は、同年6月1日付けで、陸軍船舶兵として現役召集されていることが確認できることなどから判断すると、申立人の資格喪失日は、同年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳における申立人の記録から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの期間及び58年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和58年1月から平成元年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和54年4月から56年3月までの期間及び58年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、20歳の頃、父から勧められて、自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。56年4月から同年12月までの期間は一時納付していなかったが、両申立期間については納付していたので、納付記録のある56年4月から同年12月までの期間と両申立期間の記録が反対になっていると思われる。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和57年2月15日以降と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、両申立期間を合わせて99か月と長期間であり、その全ての期間において、行政側の瑕疵により納付記録が消失したとは考え難い上、申立人は、納付記録のある昭和56年4月から同年12月までの期間と両申立期間の記録が反対になっていると主張しているが、月数の差が過大であり、申立内容は不自然

である。

さらに、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から同年11月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和62年9月から同年11月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和62年8月31日に勤務先を退職し、翌9月、妻と共にA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付書ももらった。その後、昭和62年12月に、同年9月から同年11月までの私と妻の二人分の保険料をまとめて納付した記憶がある。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月に、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には、45年3月24日にC社D工場において取得した現在の基礎年金番号「*」及び平成元年3月16日にE社F支店で取得した厚生年金保険の記号番号「*」（記録統合済み）が払い出されたのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和62年12月に納付したと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成8年3月から10年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、私が学生であったため、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の過半については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日以降の申立期間であり、基礎年金番号の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記入漏れや記録誤り等が生ずる可能性が少なくなっていることを考慮すると、申立期間である8年3月から10年3月までの連続した25か月分全ての納付記録が欠落する可能性は極めて少ないと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。当時は学生であったため、A市区町村又はB市区町村において免除の申請を行った。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、平成13年2月7日に申立人に係る国民年金保険料の過年度納付書が作成されている事実が確認できることから、その時点で時効未到来であった11年1月から厚生年金被保険者資格を取得する前の同年3月までの国民年金被保険者期間に未納期間が存在していたと認められる。

また、オンライン記録により、申立人は「手帳送付者」と記録されていることが確認でき、20歳到達時に国民年金の加入手続を行わず、職権により国民年金被保険者資格を付与されたものと推認できることから、自身で加入手続及び保険料の申請免除手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年2月までの期間及び61年9月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年2月まで
② 昭和61年9月から62年7月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和59年4月から61年2月までの期間及び61年9月から62年7月までの期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。既に他界した私の父が、昭和63年頃に国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を一括で納付したはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に他界した申立人の父が、昭和63年頃に国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を一括で納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成元年5月1日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間①及び②の過半については時効により保険料を納付できない上、両申立期間の国民年金被保険者資格記録も確認できない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界していることから、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1339 (事案 998 及び 1132 の再再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

平成21年8月に、社会保険事務所(当時)を通じて年金記録確認第三者委員会へ納付記録の訂正の申立てを行ったところ、申立期間のうち、昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとの回答を得た。

申立期間については、私が20歳になった時から、父がA市区町村役場において保険料を継続して納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和45年7月1日以降であると考えられ、申立期間について、申立人の父が、20歳から継続して保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月28日付け及び23年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回及び前々回の申立てに係る当委員会の決定に納得できないと主張するが、今回の申立てにおいても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、申立人の父も従来 of 主張を繰り返すのみであり、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 5 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、事務員としてA社B工場に勤務していた昭和 33 年 6 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間、及びC職としてD社に勤務していた 55 年 5 月 1 日から 58 年 10 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社本社に照会したところ、同社が保管している申立期間当時の従業員名簿や人事発令書に申立人の名前は見当たらず、申立人の勤務実態等を確認できない旨の回答が得られた。

また、E健康保険組合に申立人の加入状況について照会したところ、昭和 28 年 5 月以降の組合員資格取得者の名前が記載されている「被保険者索引簿」を確認したが、申立人の名前は見つからない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、自身について現地採用された準社員であったと主張しているところ、申立期間①当時、A社B工場において社会保険事務を担当していた者から、申立人についての記憶は無く、各区の責任者が現地採用した者については厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立人と同年代で申立期間①中に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した同僚 8 人に照会したところ 4 人から回答が得られたものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる具体的な証言は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人のD社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

一方、D社に照会したところ、申立期間②当時の資料が残存しないため、具体的な事情は不明であるが、C職の厚生年金保険の加入については、営業成績によって加入させるか否かを区別していた旨の回答が得られた上、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人に照会したところ7人から回答があり、うちC職だったとする5人から、会社から与えられた目標を達成できなければ厚生年金保険に加入できなかった旨の証言が得られたことから判断すると、同社においては、C職全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間②のうち昭和55年5月から同年9月までの期間及び56年9月から58年9月までの期間については、オンライン記録から、申立人が国民年金保険の被保険者として保険料を免除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間②のうち昭和55年10月2日から56年9月26日までの期間については、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は申立人の夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 29 日から 38 年 8 月 9 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の裁定処理を行ったC社会保険事務所（当時）の事務を継承するD年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録である「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されており、脱退手当金が昭和 38 年 10 月 11 日に支給されたことが確認できるとともに、当該支給日はオンライン記録とも一致している。

また、申立人のA社B工場の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。